

～農業者の皆さまへ～ 経済産業省 一時支援金のお知らせ (緊急事態宣言の影響緩和)

《主な給付対象》

- ①令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または不要不急の外出・移動自粛の影響を受けていること
- ②令和元年比または令和2年比で、令和3年の1月、2月または3月の農業の売上が50%以上減少
- 給付の上限は、法人が60万円、個人事業主が30万円
- 農業者も含めた中小企業や個人事業主等で、一定の要件を満たす方が対象

《申請期間》 令和3年5月31日(月)まで

一時支援金についての詳細は、ホームページまたは電話にてご確認ください。

ホームページ

<https://ichijishienkin.go.jp/>

相談窓口電話番号

0120-211-240

(受付時間8時30分～19時00分)

申請にはJ Aなどの登録確認機関による事前確認が必要です。

申請IDを発番し必要書類が整いましたら、下記J A相談窓口までお問い合わせください。受付には、電話でのご予約が必要となります。

なお、当J Aでは、申請者がJ Aいるま野の正組合員資格のある方、かつ、農業収入が主な給付対象②の要件である50%以上減収のある方を対象とし事前確認の受付を行います。

また、申請手続きについては、申請者ご自身で一時支援金ホームページにアクセスし諸手続きを進めることとなりますのでご注意ください。

※ご相談内容によっては、対応できない場合がございますのであらかじめご了承ください。

詳しくは、最寄りの各営農販売センター・各資材センターへ。
(受付時間：9時00分～16時00分 ※土日祝日除く)